

第2期宮津市 子ども・子育て支援事業計画

概要版

～ みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ ～



宮津市 なみちゃん

令和2年3月
宮津市



計画策定にあたって

計画策定の趣旨

急速な少子高齢化に伴い、共働き家庭の増加や核家族化の進行など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から、幼児期の教育・保育の一体的な提供や地域子育て支援事業など総合的な取組が進められ、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化がスタートしました。また、平成26年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行し、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、教育の機会均等が保障される社会を目指して、子どもの貧困解消に向けた取組が求められています。

宮津市においては、平成27年3月に「宮津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するとともに、子育て世帯にやさしく住みよいまちづくりを実現するため、保育所保育料の大幅な軽減、幼稚園教育・保育の充実、放課後児童クラブの充実、中学校給食の導入、子育て支援センター・図書館の移転整備など、働きながら安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進してきました。

第2期目となる本計画では、こうした取組の成果を基盤として継承するとともに、近年の社会情勢や子育て家庭を取り巻く現状を踏まえ、子どもの貧困対策や児童虐待防止など『みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ』を基本理念として、更なる子育て支援の充実を図ります。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村行動計画として位置づけ、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画「宮津市次世代育成支援地域行動計画ー子どものびのびプラン・アクションプログラムー」を継承し、保健、福祉、教育、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図る計画として策定します。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に基づく「市町村子どもの貧困対策推進計画」の内容を本計画に位置付け、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

なお、宮津市基本構想「みやづビジョン2011」を上位構想とし、「宮津市地域福祉計画」を上位計画として、関連する個別計画との整合性を図りながら取組を推進します。

計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

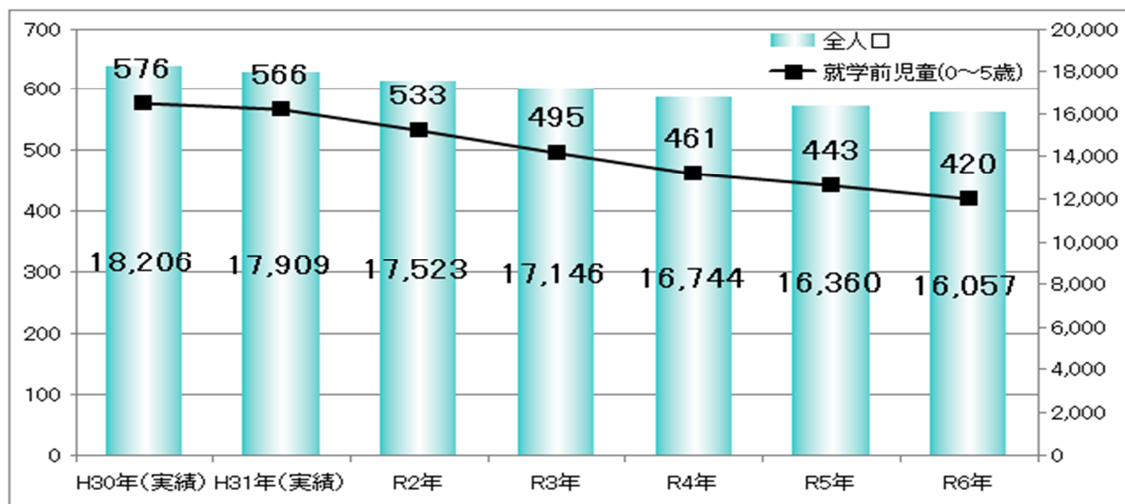


子ども・子育てを取り巻く現状

人口の推計

- 将来の市の人口を推計した結果、今後も人口減少が進むと予測され、総人口では令和4年には17,000人を割り込むとともに、就学前児童数は令和3年には500人を割り込み、400人台で推移していくものと推察されます。

◆コーホート要因法による宮津市の推計人口

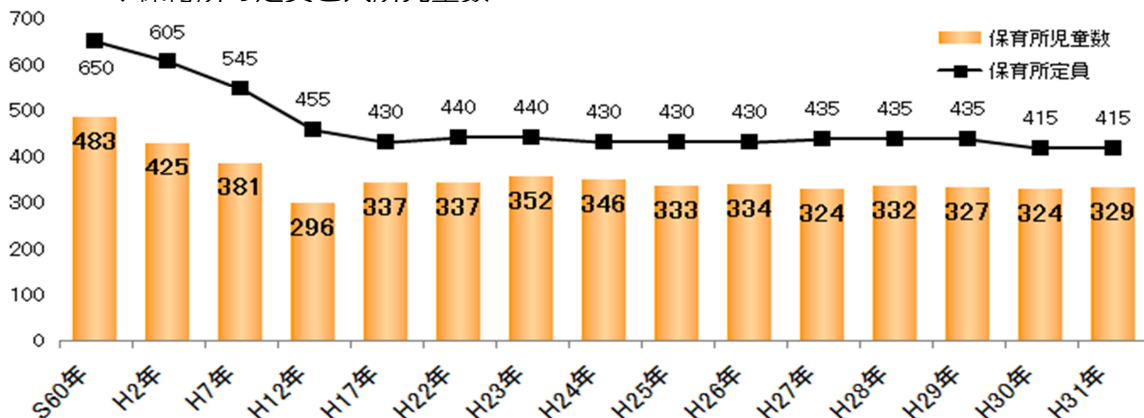


※各年とも4月1日現在。住民基本台帳人口（外国人含む）を基礎資料としています。
 ※この推計値は、コーホート要因法^{※1}によって求めたものであり、社会経済情勢の変化や宅地等の開発、各種施策等による社会的要因にかかる補正等は行っていません。
 ※1 コーホート要因法…コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法をいいます。

保育所の定員と入所児童数

- 保育所の定員は、昭和60年当時は650名でしたが、平成17年以降は430名程度となっています。
- 入所児童数の推移は、平成2年までは400名を超えていましたが、以降は徐々に減少し、現在は330名前後でほぼ横ばいとなっています。

◆保育所の定員と入所児童数



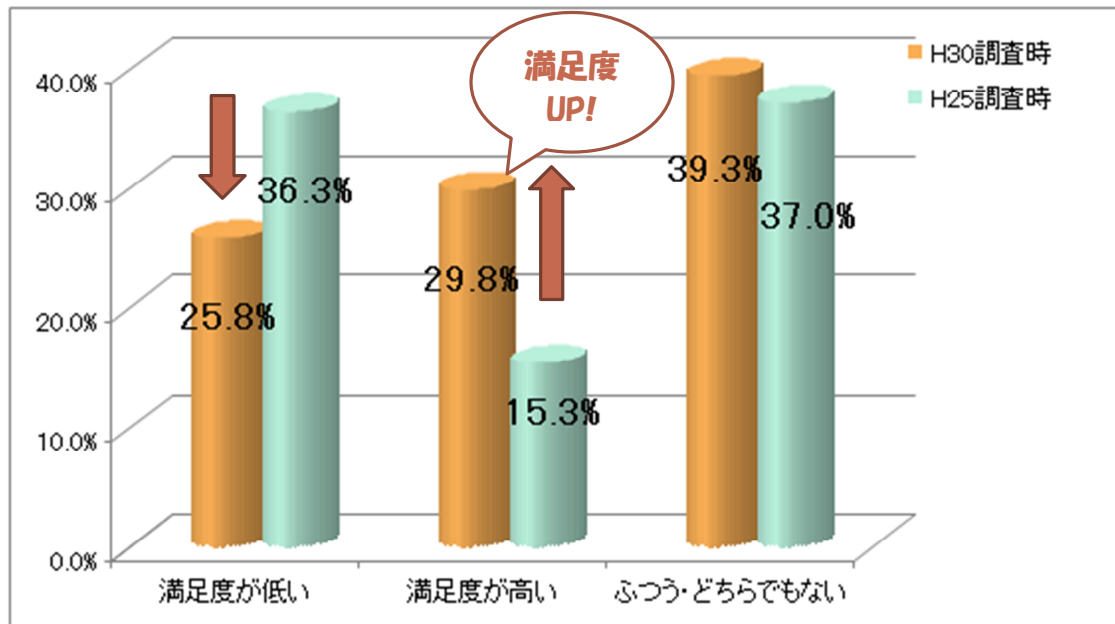
※各年4月1日現在の入所児童



第1期計画重点事業の取組状況・満足度

子育て環境や支援に対する満足度

■就学前児童をもつ保護者に「宮津市の子育て環境や支援サービスに対する満足度」についてうかがったところ、「満足度が高い」と回答した割合は、15.3% (H25) ⇒ 29.8% (H30) となり、5年間で14.5ポイント増加しました。



※出典：平成25年度・平成30年度宮津市子育て支援ニーズ調査

重点プロジェクトの取組状況

■第1期計画で推進した重点プロジェクトについては、第2期計画においても継続して取り組めます。

保育所保育料の軽減

- ◇国の定める基準額の5割相当まで引下げ
- ◇多子世帯やひとり親世帯の負担軽減※
- ◇教育・保育の無償化スタート (R1.10月～)
※所得制限あり

幼稚園教育・保育の充実

- ◇放課後や長期休業中の在園児一時預かりの実施
- ◇3年教育の実施 (年少クラスの設置)
- ◇教育・保育の無償化スタート (R1.10月～)

子育て支援センターの充実

- ◇商業施設内に子育て支援センターにっこりあを開設
- ◇保護者の身近な場所で子育ての相談等に応じる利用者支援事業の開始

放課後児童クラブの充実

- ◇受入対象を小学6年生まで拡充
- ◇施設を小学校校舎内や敷地内へ移転整備
- ◇中期休業中や土曜日の開所時間の繰上げ
- ◇社会福祉法人への運営委託の実施

中学校給食の実施

- ◇中学校 (宮津・栗田中学校) 及び小学校 (府中・吉津・宮津・栗田小学校) において民間委託によるセンター方式給食の実施

図書館の充実

- ◇商業施設内に図書館をリニューアル移転
- ◇開所時間の延長、蔵書の拡充、インターネット検索の導入、静寂学習コーナー等の設置
- ◇児童書の増冊、赤ちゃんおはなし会等の実施



計画の基本的な考え方

基本理念

みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ

<基本方針>

- ①子育てに夢を持てる環境づくり
- ②子どもたちを健全に育む社会づくり

基本目標

本計画の基本理念を踏まえ、「子育てに夢を持てる環境づくり」並びに「子どもたちを健全に育む社会づくり」の2つの基本方針のもと、次の目標を掲げ、総合的に施策を展開します。

〔1〕子育てに夢を持てる環境づくり

- ① 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます
- ② 親の子育て力を高め、子どもを生み育てることに楽しさを感じられるよう支援します

〔2〕子どもたちを健全に育む社会づくり

- ① 安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます
- ② 次代を担う子どもの豊かな感性を磨く育ちを支援します
- ③ 地域ぐるみでの子育て・子育てのまちづくりを支援します

施策の体系

基本方針	基本目標	基本施策
子育てに夢を持てる環境づくり	1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます	(1) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実 (2) 地域子ども・子育て支援事業等の充実 (3) 仕事と子育てを両立するための環境整備 (4) 子育て家庭への経済的支援 (5) 子どもの貧困対策の推進
	2. 親の子育て力を高め、子どもを生み育てることに楽しさを感じられるよう支援します	(1) 子育て情報提供と相談支援体制の充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり (3) 専門的な知識等による支援が必要な家庭及び児童への支援体制の充実
子どもたちを健全に育む社会づくり	3. 安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます	(1) 母と子の健康を育む環境づくり (2) 安心・安全なまちづくり
	4. 次代を担う子どもの豊かな感性を磨く育ちを支援します	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備 (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 次代を担う親の育成 (4) 食育の推進
	5. 地域ぐるみでの子育て・子育てのまちづくりを支援します	(1) 子どもの地域活動への応援 (2) 家庭・地域・教育・保育施設等が連携したコミュニティづくり



子ども・子育ての支援施策の方向と展開

I 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます

(1) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実

① 幼児期の学校教育の充実

- ♥【充実】幼稚園教育・保育の充実
- ♥認定こども園の継続
- ♥幼稚園の環境整備
- ♥魅力ある幼稚園づくり
- ♥幼稚園教諭等の資質の向上

② 保育サービスの充実

- | | |
|-------------|--------------|
| ♥地域型保育事業の導入 | ♥通常保育の充実 |
| ♥乳児保育の充実 | ♥休日保育の充実 |
| ♥障害児保育の推進 | ♥医療的ケア児保育の実施 |
| ♥保育所の環境整備 | ♥特色ある保育所づくり |
| ♥保育士等の資質の向上 | |

(2) 地域子ども・子育て支援事業等の充実

- ♥子育て支援センターの充実(地域子育て支援拠点事業)
- ♥放課後児童クラブの充実
- ♥総合的な案内窓口の設置(利用者支援事業)
- ♥一時預かり事業の充実
- ♥延長保育の充実
- ♥子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ♥病児保育の実施
- ♥ファミリー・サポート・センター事業

(3) 仕事と子育てを両立するための環境整備

① 男女が共同して子育てを担う意識の醸成

- | | |
|------------------|---------|
| ♥男女共同子育て意識づくりの啓発 | ♥パパママ学級 |
|------------------|---------|

② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた啓発の取組

- | | |
|------------------|----------|
| ♥子育てを地域で支える意識の啓発 | ♥企業等への啓発 |
|------------------|----------|



(4) 子育て家庭への経済的支援

① 子育てや教育・保育にかかる費用負担の軽減等

- ♥保育所保育料の軽減
- ♥【充実】幼稚園給食の実施と学校給食の維持・充実
- ♥就学の援助
- ♥実費徴収にかかる補足給付を行う事業

② 各種手当の支給

- ♥児童手当の支給
- ♥児童扶養手当の支給
- ♥特別児童扶養手当の支給

③ 医療費・療育費の助成

- ♥子育て支援医療費の支給
- ♥ひとり親家庭医療費の支給
- ♥未熟児の養育支援

(5) 子どもの貧困対策の推進

- ♥【新規】子どもの貧困に関する実態調査の実施
- ♥保育所保育料の軽減 [再掲]
- ♥就学の援助 [再掲]
- ♥実費徴収にかかる補足給付を行う事業 [再掲]
- ♥児童手当の支給 [再掲]
- ♥児童扶養手当の支給 [再掲]
- ♥子育て支援医療費の支給 [再掲]
- ♥ひとり親家庭医療費の支給 [再掲]
- ♥ひとり親家庭等に対する就労支援
- ♥ひとり親家庭に対する相談体制の充実
- ♥助産の実施

Ⅱ 親の子育て力を高め、子どもを生き育てることに楽しさを感じられるよう支援します

(1) 子育て情報提供と相談支援体制の充実

① 相談支援拠点の充実

- ♥【新規】子ども家庭総合支援拠点の設置（家庭児童相談室の充実）
- ♥子育て支援センターの充実（地域子育て支援拠点事業） [再掲]
- ♥総合的な案内窓口の設置（利用者支援事業） [再掲]
- ♥保育所の子育て相談機能の充実

② 子育てに関する情報提供の充実

- ♥【充実】子育て総合情報の提供
- ♥母子保健に関する地域情報の提供
- ♥交流事業・子育て講座等の実施

③ 妊娠・出産・乳児期の子育てに関する相談支援体制の充実

- ♥子育て世代包括支援センターの設置
- ♥離乳食教室
- ♥パパママ学級〔再掲〕
- ♥ベビーマッサージ教室

④ 子どもの養育に関する相談支援体制の充実

- ♥こころの相談体制の充実
- ♥子育て相談（のびのびっこ広場）
- ♥年中児すこやか相談事業
- ♥障害児相談支援事業

（２）子育て支援のネットワークづくり

- ♥子育て支援センターの充実（地域子育て支援拠点事業）〔再掲〕
- ♥子育てグループ育成・保護者同士の交流支援
- ♥子育てサークル活動の支援の充実
- ♥保育所の子育て相談機能の充実〔再掲〕

（３）専門的な知識等による支援が必要な家庭及び児童への支援体制の充実

① 児童虐待対策の充実

- ♥【新規】子ども家庭総合支援拠点の設置（家庭児童相談室の充実）
- ♥要保護児童への支援体制の充実
- ♥DV被害者の子どもの支援
- ♥児童相談体制の充実
- ♥地域における見守り体制の充実

② ひとり親家庭への自立支援

- ♥ひとり親家庭等に対する就労支援〔再掲〕
- ♥ひとり親家庭に対する相談体制の充実〔再掲〕
- ♥児童扶養手当の支給〔再掲〕
- ♥ひとり親家庭医療費の支給〔再掲〕

③ 障害のある子ども・医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

- ♥発達障害等の児童生徒への教育的支援
- ♥障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等）
- ♥障害児日中一時支援事業（障害児一時預かり）
- ♥支援ファイルの活用促進
- ♥障害者自立支援協議会発達部会の取組推進
- ♥障害児相談支援事業〔再掲〕
- ♥特別児童扶養手当の支給〔再掲〕
- ♥障害児保育の推進〔再掲〕
- ♥放課後児童クラブの障害児受入体制の充実
- ♥障害者インフルエンザ予防接種の助成
- ♥医療的ケア児支援体制の構築



Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます

(1) 母と子の健康を育む環境づくり

① 訪問活動・指導の充実

- ♥乳児家庭全戸訪問
- ♥赤ちゃんお誕生おめでとう訪問
- ♥保健師家庭訪問（養育支援訪問）

② 健診事業等の推進

- ♥乳児健康診査
- ♥1歳6か月児健康診査
- ♥3歳児健康診査
- ♥予防接種の勧奨
- ♥12か月児相談
- ♥2歳6か月児歯科健康教室
- ♥妊婦健康診査の充実

③ 母性の健全育成と医療等の充実

- ♥休日医療体制等の整備
- ♥助産の実施〔再掲〕
- ♥産後ケア事業
- ♥不妊治療の助成
- ♥産婦健康診査の充実

(2) 安心・安全なまちづくり

① 子どもを犯罪等から守る取組の推進

- ♥子ども見守り活動の推進
- ♥子ども110番のいえ事業の取組
- ♥青少年教育推進事業
- ♥宮津交通安全協会の取組（防犯ブザーの配布）
- ♥青色防犯パトロールの推進
- ♥防犯カメラ・ドライブレコーダーによるまちの見守り推進

② 子どもを交通事故等から守る取組の推進

- ♥交通安全教育の推進
- ♥交通安全施設等の整備
- ♥宮津交通安全協会の取組（反射板、ワッペン等の配布）
- ♥【充実】通学路交通安全プログラムの推進

③ 子育てバリアフリーの推進

- ♥子育て世帯に配慮した公共施設等の改修
- ♥児童遊園等の適正な維持管理
- ♥子育て世帯に配慮した住宅の提供

Ⅳ 次代を担う子どもの豊かな感性を磨く育ちを支援します

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

① 教育活動の充実

- ♥ 保育所・幼稚園・学校の連携
- ♥ 国際理解教育の推進
- ♥ 魅力ある学校（園）づくり
- ♥ 【充実】 質の高い学力の育成

② 子どもの心の教育の推進

- ♥ 心の教育の推進
- ♥ いじめ防止対策の推進
- ♥ 人権教育の推進
- ♥ 不登校等児童生徒対策

③ 小中一貫教育の推進の地域とともにある学校づくり

- ♥ 【充実】 小中一貫教育の推進
- ♥ 【充実】 「ふるさとみやづ学」の推進
- ♥ 教育ギャラリーの推進
- ♥ 【新規】 コミュニティ・スクールの推進（学校陰影協議会制度の導入）
- ♥ 【新規】 地域学校協働活動の推進
- ♥ 環境学習の推進
- ♥ 防災学習の推進

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- ♥ 家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- ♥ 家庭における生活習慣の取組
- ♥ 親子行事の充実

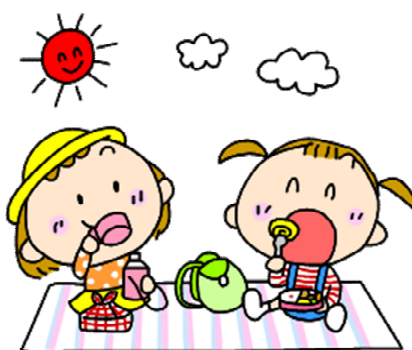
(3) 次代を担う親の育成

① 体験活動・世代間交流の推進

- ♥ 子どものびのび体験活動事業
- ♥ 乳幼児とふれあう機会の充実
- ♥ 子育てボランティアの体験活動
- ♥ 高齢者等を活用した子どもの育ちの支援

② 子どもの心とからだの健康づくり

- ♥ 心とからだに関する教育の充実



(4) 食育の推進

① 保育所、学校（園）における食育の取組

- ♥【充実】幼稚園給食の実施と学校給食の維持・充実 [再掲]
- ♥就学前施設・学校の給食の充実
- ♥保育所・幼稚園・学校における食育の取組
- ♥「きょうと食いく先生」の授業の実施

② 地域・家庭における食育の取組

- ♥家庭における食育の取組
- ♥食育講習会の実施

V 地域ぐるみで子育て・子育てのまちづくりを支援します

(1) 子どもの地域活動への応援

- ♥図書館の充実
- ♥子どものびのび体験活動事業 [再掲]
- ♥児童館の利用
- ♥児童のボランティア活動の促進（福祉協力校等）
- ♥少年少女スポーツ教室・大会

(2) 家庭・地域・教育・保育施設等が連携した地域コミュニティづくり

① 子どもの居場所づくり

- ♥放課後児童クラブの充実 [再掲]
- ♥子どものびのび体験活動事業 [再掲]
- ♥児童遊園等の適正な維持管理 [再掲]

② 地域活動の推進と充実

- ♥環境に優しいまちづくりの推進
- ♥【新規】地域学校協働活動の推進 [再掲]
- ♥子育て応援パスポート事業の推進
- ♥民生委員・児童委員等活動支援
- ♥子育て支援員の設置

③ 世代間交流の推進

- ♥異年齢・異世代との交流推進（保育所・幼稚園）





教育・保育事業等の量の見込み等

【教育・保育事業】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定及び2号認定【3～5歳児で幼稚園等利用希望の子ども】						
	量の見込み(人)	77	71	66	64	61
	1号認定	53	48	45	44	41
	2号認定(学校教育利用希望)	24	23	21	20	20
	確保の内容(人)	252	252	252	252	252
2号認定【3～5歳児で保育所等利用希望の子ども】						
	量の見込み(人)	218	199	184	180	170
	確保の内容(人)	243	228	228	228	228
3号認定【0～2歳児で保育所等利用希望の子ども】						
0歳児	量の見込み(人)	25	23	21	21	19
	確保の内容(人)	26	27	27	27	27
1・2歳児	量の見込み(人)	107	102	96	89	85
	確保の内容(人)	107	107	107	107	107

【地域子ども・子育て支援事業】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業(延長保育事業)【通常の保育時間を延長して保育を提供する事業】						
	利用者数の見込み(人日)	83	77	72	69	66
	確保の内容(人)	83	77	72	69	66
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【保護者が昼間家庭にいない小学生に放課後過ごす場を提供する事業】						
低学年	利用者数の見込み(人)	121	121	118	114	104
	確保の内容(人)	135	135	135	135	135
高学年	利用者数の見込み(人)	45	46	45	41	40
	確保の内容(人)	47	47	47	47	47
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)【疾病等の理由により家庭での子育てが困難になった際、児童を一時預かる事業】						
	利用者数の見込み(人日)	8	8	7	7	7
	確保の内容(人日)	24	24	24	24	24
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)【子育てをする家庭の育児相談や遊びの場を提供する事業】						
	利用者数の見込み(人月)	800	743	692	665	630
	確保の内容(人月)	800	743	692	665	630
一時預かり事業(幼稚園在園児)【幼稚園で教育時間以外の時間帯に保育を提供する事業】						
	利用者数の見込み(人日)	3,598	3,293	3,049	2,976	2,818
	確保の内容(人日)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
一時預かり事業(幼稚園児以外)【保育所等で一時的に子どもを預かる事業】						
	利用者数の見込み(人日)	598	555	517	497	471
	確保の内容(人日)	840	840	840	840	840
病児・病後児保育事業【病児・病後児の一時的な保育を行う事業】						
	利用者数の見込み(人日)	462	429	399	384	364
	確保の内容(人日)	480	480	480	480	480
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業/就学児)【会員間の保育に関する相互援助活動を支援する事業】						
低学年	利用者数の見込み(人日)	55	55	54	52	47
	確保の内容(人日)	80	80	80	80	80
高学年	利用者数の見込み(人日)	35	35	35	31	31
	確保の内容(人日)	40	40	40	40	40
利用者支援事業【子どもと保護者の身近な場所で専門員が情報提供や相談・助言を行う事業】						
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
妊婦健康診査事業【妊娠中の母子の健康状態を定期的に確認する事業】						
	健診受診見込み(延人)	1,029	945	890	862	806
	確保の内容(延件数)	1,029	945	890	862	806
乳児家庭全戸訪問事業【生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問する事業】						
	訪問対象児数の見込み(人)	74	68	64	62	58
	訪問目標数(人)	74	68	64	62	58
養育支援訪問事業【養育支援の必要な家庭を訪問し養育に関する助言等を行う事業】						
	支援対象児数の見込み(人)	9	8	7	7	7
	訪問目標数(人)	20	20	20	20	20

7 保育施設一覧

(令和元年度時点)

地区名	区分	施設名	公私	認可年月	定員	備考
宮津	幼稚園	宮津幼稚園	公立	大正14年*	350名	
	幼稚園	宮津暁星幼稚園	私立	昭和11年 4月	120名	
	保育所	亀ヶ丘保育園	私立	平成18年 4月	50名	
	保育所	みずほ保育園	私立	昭和50年 4月	70名	
	保育所	たんぼぼ保育園	私立	昭和55年 4月	60名	
	認定こども園	吉津子ども園分園	私立	平成31年 4月	20名	
	認可外保育施設	キッズスクール	私立	平成25年 4月	45名	対象：2～5歳児・学童
上宮津	保育所	上宮津保育所	公立	昭和27年 4月	20名	
栗田	幼稚園	栗田幼稚園	公立	昭和25年 4月	105名	
由良	幼稚園	由良幼稚園	公立	昭和 7年 4月	70名	休園中
吉津	認定こども園	吉津子ども園	私立	平成31年 4月	50名	
府中	認定こども園	府中子ども園	私立	平成28年 4月	50名	
日置	保育所	日置保育所	公立	昭和54年 4月	20名	
世屋	—	—	—	—	—	—
養老	保育所	養老保育所	公立	昭和42年 5月	45名	
日ヶ谷	保育所	日ヶ谷保育所	公立	昭和28年10月	30名	休所中

※宮津幼稚園の大正14年は、宮津町営として認可され、宮津尋常高等小学校の校舎を借用して開園。
 ※由良幼稚園は平成25年から休園中。
 ※日ヶ谷保育所は平成元年から休所中。

○3つの認定区分

幼稚園、保育所の利用にあたっては、就労時間等認定事由により教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢等	利用できる施設
1号認定：教育標準時間 (4時間程度)	満3歳以上小学校就学前の子どもであって、教育のみを受ける子ども	宮津幼稚園、栗田幼稚園、吉津子ども園、府中子ども園
2号認定：保育認定 保育短時間(～8時間) 保育標準時間(8～11時間)	満3歳以上小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども	上宮津保育所、日置保育所、養老保育所、亀ヶ丘保育園、みずほ保育園、たんぼぼ保育園、吉津子ども園、府中子ども園
3号認定：保育認定 保育短時間(～8時間) 保育標準時間(8～11時間)	満3歳未満の子どもであって、保育を必要とする子ども	

第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画【概要版】 (令和2年3月)

発行 宮津市健康福祉部 社会福祉課 子育て支援係
 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1
 電話 0772-45-1621
 FAX 0772-22-8438

